広報おおだて

第7号
毎月1回発行
発行所　秋田縣大館市片町
発行人　大館市役所
編集人　佐々木弘
秋田市長野町
印刷所　秋田活版印刷株式会社
（一部五円）

計量法施行 三月一日から

はかりの取扱が変りましたのでその内容を次にお知らせします。

今までの「度量衡」と言うものが「計量法」というものに変つて三月一日から施行されるものが実施されることになるわけです。また新しく計量器に指定されたものを販売していた方は八月末日までに登録を受けなければなりません。

これに違反すれば罰せられますので御不明の点は市商工課にお尋ね下さい。

時間計、速度計、熱量計、角度計、面積計、流量計、肺活量計、血圧計、粘度計、濃度計光度計、光速計、照度計、周波数計、騒音計繊度計、比重計、屈折度計、耐火度計、力計仕事計、工率計このような計量器を製造、修理、販売していた方は本年の八月末日までに許可を受けて、九月一日から その検定

他人の発言を尊重することが自分の発言を尊重することである

上半期には可能

市の電話増設陳情

市内に電話の増設を望む強い要望があるので議会及市当局は二月五日左の陳情書をもつて東北電気通信局へ実情を訴えた結果、昭和二十七年度上半期には善処したい旨の明るい見透しをもつことができた。

陳情書

電話交換機増設に関する件

当大館市は奥羽線と花輪線の交叉点にある外、私鉄小坂鉄道と花輪線の起点に位する関係上多くの中心地であつて周辺は、花岡、小坂及尾去沢等の各鉱産物と林産物が豊富であります。

右の関係上昨今各官庁の会社、工場及事務所等の増加によつて電話需要は増大の一途を辿つている現状です。然るに現在加入件数は僅かに四八件に過ぎず目下現実に加入を申込んでいるもの八十余件に上り、この外所謂潜在需要者の数を加算する時は需要は夥しい件数に上るのですが現在の局設備では之が需要は全然満たされないとの実情から当市民は誠に不便を感じて居ります。

他の此同都市が既に共電式や自動式設備に変り、之が文化の恩恵に浴している今日当市に於ては全然電話の施設のない地区が十二ケ所もあつて常時市民一般の不便を感じて居ります。

右の次第ですから当市議会は一日も早く当市も他の都市同様、電話需要は増大の一途を辿つている現状に鑑ずることが出来ようことを念願するのですが更に之が実施を期する為には、直に現在の加入者の暫定措置として、市内電話交換機増設の上一般の緩和策を実現できることをお願い申します。

右議会の決議をもつて陳情致します。

昭和二十七年二月五日

大館市議会
議長　野口修一
大館市長　佐藤敬治
東北電気通信局長
新井鹿之助殿

社会学級を開催

農村から皮切り

青少年の不良化が社会から指弾され各方面に社会学級の必要が叫ばれているとき市教育委員会では積極的な開村青年を対象に昨年暮から社会学級を開催して効果をあげている。

社会学級は学校生活を終えても社会人としての教養を高めるの目的で裁縫、料理を始め、市内各方面の専門家を委嘱して一般教養講座も行い約五十名の受講者は三月末日まで熱心に受講を続けようと張切つている。尚この社会学級は今後もとし一つづけてゆく方針だと教育課ではいつている。

緬羊が増加

市の家畜調べ

本年二月一日現在で行われた農林統計のうち家畜、家禽の頭羽数は次の様な数字を示している。

（カツコ内は十五年調査数字）

△緬羊　頭羽数　飼養戸数
△牛　五六〇（五五）五五（四四）
△鶏　五三九（五七二）　五二四（五四六）
△豚　一四（一一六）　九四（九六）
△山羊二四（七五）六四（六五）
△緬羊七二（二五）五四（二六）
△兎　二一〇（四二三）　八五（二九三）
△鶏　五、二〇八　一、〇一三（五、四八六）（一、〇六九）

共同墓地使用禁止について

（厚岡生　課）

一昨年秋以来、共同墓地の使用については墓地以外に使用することを禁止し、区劃整理を実施してきましたが、昨春以来一部において葬祭に使用しているかもあり甚だ遺憾であります

本年春から再度整理すべく着々準備中でありますから、今後は絶対に墓地以外に使用しないよう御協力をお願い致します

もし万一御使用した場合は大館市共同墓地使用条例に従わないことになりますからご念のため申添ます

感謝状を贈る

退職民生委員

市では去る二月二十日、今回退職された左の十二氏に対して感謝状を贈りその労をねぎらつた。

退職者氏名（敬称略）

棚谷	眞吉	勝沢　正
原　金一	三ツ井喜吉	
成田　良助	松野　吉松	
山内　慶吉	伊藤敬三郎	
伊藤　胤雄	木村　森	
日景　福治	桜庭　省三	

議会の動き

二月七日
△運営委員会
全員協議会開催について
同
愛楽園小委員会
愛楽園運営について
二月八日
全員委員会
決算審査（同日承認）
二月十四日
△水道委員会
今後の方針を協議す
二月十五日　△総務委員会
電話増設について
二月十九日　△総務委員会
給与調査案について
二月二十一日　國保特別委員会
國保事業について
同日　土木委員会
第三中学校について
二月二十三日　農務委員会
土地改良について
二月二十五日　國保特別委員会
國保事業について
二月二十七日　運営委員会
全員協議会開催について
二月二十八日　國保特別委員会
國保事業について
二月二十七日　教育委員会
國体スキー競技会視察について
二月一十七日　國保特別委員会
國保事業について
二月二十八日　運営委員会
二月定例議会の運営について
二月二十四日　全員協議会
林業試験所について
請願陳情は次の通り
請願
道路開設について（請願者大館商業協同組合八神錦三）
陳情
児童会館の設置方について（陳情者大館婦人会長中田シゲ）

広報強化を計議

先に結成された縣内四市広報協議会が開く第二回市広報協議会は去る二月十六日精手市役所において開催、縣、市、報道及懇話会各民間電通関係等の来出席のもとに今後の広報活動の充実強化の対策等について種々論議を展開したがその協議会の模様を次号紙上に掲載する予定である。

農家のみなさま 御苦労様でした

供米は郡市第三位で 完遂しました

昭和二十六年産米の供出は 秋田市由利郡に次いで第三位で完遂しました。その奨励金は第一次分として次の通り交付される予定です。

区域	割当戸数	完遂戸数	割当ノ一割ニ対スル奨励金	超過供出ニ対スル奨励金
大館地区	二三八	二三九	一五〇、三五〇円	四五一、〇〇〇円
釈迦内地区	四〇三	三〇六	二五〇、七六三	四〇二、三三〇
合計	六四一	四四五	四〇一、一一三	八五三、三三〇

奨励金の計算基準は次の通りです

供米区分	対象数量	割当奨励金
当初割当を完遂した農家	割当の一割	千円につき二千円
完遂農家の超過供出分	超過量の全部	千円につき二千円
補正割当の一割を受けて完遂した農家	補正割当の一割	千円につき二千円
補正割当を受けて完遂した農家の超過供出分	超過量の全部	千円につき二千円
割当のない農家の供出（大館市の場合）	供出量の全部	千円につき二千円
割当のない農家の供出（署名代表者名前）で供出したとき	供出量の全部	千円につき二千円

御注意

三月末日までに完遂しないときは割当量の一割につく奨励金はもらわれません。但し完遂した農家超過供出をした時は三月以降でも奨励金がつきます。

あなたの地区の民生委員

遠慮なく御相談下さい

市の民生委員は次の人達が昨夜民生委員の第一戦に立ちお世話して下さっています。（括弧内は担当世帯数）

○大正町　菅原儀一郎（一一〇）
○向町　小笠原ヒサ（一七四）
○新町　竹村　フキ（一三三）
○岡町　高橋　庸太（一〇三）
○一心谷地町　菅原喜蔵（一七四）
○田代町、外崎　守（一五〇）
○小釈迦内　布谷吉松（一三三）
○末広田町越前貞吉（一五六）
○坂下古川町山田きさ（一七八）
○神明前昭和町石井良一（一〇九）
○東新町　工藤三太郎（一〇七）
○御坂　加賀　マサ（一五三）
○新地、小笠原清三（一五四）
○神明前昭和町石井良一（一〇九）
○東新町　工藤三太郎（一〇七）
○御坂　加賀　マサ（一五三）
○五丁目　斎藤安弘（一三八）
○四五丁目　若狭勝之助（一九三）
○山原町長谷川儀七郎（八五）
○寺道大町布袋屋しま（一四九）
○常盤木町、斎藤しづ（一三六）
○新富町、和田　楠孝（五七）
○泉町、田畑　文治（一一五）
○二丁目、木村欣一（三一九）
○遠宝長倉町中村ふく（一〇八）
○芦天町、小畑清治（一七四）
○大正町菅原儀一郎（一一〇）
○向町　高橋　庸太（一〇三）
○田代町、外崎　守（一五〇）
○末広田町越前貞吉（一五六）
○坂下古川町山田きさ（一七八）
○金坂　福原　正一（一二七）
○藤田組　富樫　正一（八三）
○二丁目　三沢　守（一七〇）
○中道　川端　みさ（一〇八）
○部鶴町　瀧子　勝蔵（八八）
○独鈷町　山内ふさ（一三五）
○独鈷町　武田　金吾（九五）
○鶴ノ町　武田　金吾（九五）
○泉館　荒谷武三郎（一〇〇）
○桂城　月居　八子（一四四）
○松木、藤原　キク（八〇）
○栃沢桜町小野崎いせ（一八七）
○沼館、虹川　キク（一四三）
○向町　小笠原ヒサ（一七四）
○一心谷地町　高橋　庸太（一〇三）
○小釈迦内　布谷吉松（一三三）
○坂下古川町　日景いま（一一九）
○日景向羽立　越前谷ヨ一（一三〇）
○獅ケ森　七美塚　通（七二）
○大通　越前谷義一（五六）
○中通、上山神佐　勝三（一三五）
○長岡、佐々木ミチ（七二）
○長岡袋、上村セツ（三五）
○鶴人留　貝森　潤松（八〇）
○松峰、渡辺ツル工（七九）
○松木、藤原　キク（八〇）
○沼館、虹川　キク（一四三）

荒谷武三郎氏が発令

市の人権擁護委員制度の施行によつて増員になつた大館市の人権擁護委員については市では、かねてからその人選を進めて申請していたが二月一日付で市内泉館荒谷武三郎氏（六七）が法務総裁から委嘱発令された。これにより大館市の人権擁護委員は桂高等学校々長高村禄郎氏と共に二人になつた訳である

住民登録法の解説

來る七月一日から実施

さきの國会で制定された住民登録法はいよ〳〵來る七月一日から実施されることになつた。

この住民登録法は今まで皆さんが行つていた寄留制度を改革したものだと言われています。もともと寄留制度は大正三年に寄留法が実施されて、本籍以外に居住する方が戸籍簿とともに市民の居住の状況を明らかにしてきたものであります。しかしこの制度では市民全部が登録されるわけでなく、寄留簿に記載されていない人達のことは、明かにされない不便があり行政上いろ〳〵の支障があるので今度の住民登録法が施行されると本人の申告だけで作つた世帯台帳などの不備が是正されて明瞭なものになるし、法令上の根拠がなかつたものが法によつて義務づけられ完全な行政資料がつくられることになります。

図表に示すように支所や市役所で扱つている世帯台帳事務や戸籍係の寄留事務が廃止されて、住民登録によつて出來た「住民票」ですべての簡素化が行われるわけです以下その内容を説明してみやう。

私達が生活しているところ——住所はあらゆる場合において生活上の根拠地であります。また住民の資格を得る根拠地でもあります。なぜなら

◎選挙権にしても、成年に達していても一定の土地に一定期間居住していなければ与えられない。

◎生活保護で居住地が居住地の民生委員を通して行われる。

◎義務教育は学区制で居住地の学校にはいる（現在は寄留によつて変更出來るが）

◎納税は居住地で課税される。

などで住民の資格はすべて生活の根拠地即ち住所において得られる

これらのことを行政上取扱う事務は寄留制度がありましたが、これはあまり実際生活に関係なく、実質的に関係のあつたのは世帯台帳であつたわけで、これらも法令上の根拠がなかつたばかりでなく不完全なものであつて、あらゆる行政事務の資料として役立てることが出來なかつたのです。

世帯台帳と寄留制度の長所をとつて整理統合した住民登録制度が生れたのもその理由によるものです。

それではこの住民登録は一体何に使われるかということになります。

○住民登録法の第一條には「この法律は、市町村において、その住民を登録することによつて住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに常時人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする」と言われているように、選挙人名簿の調製、学令簿、予防接種台帳、住民登録台帳の作成、配給、統計資料など、図表に示すようないろいろなものに使われ、地方自治の確立上必要欠くべからざるものとなるわけであります。

手続はどうすれば良いのかというと、この登録は世帯単位に作られた住民票に次の事項を記載して届けると共に、また変動のあつた時はその都度届ければよいのです。

一、氏名
二、出生の年月日
三、性別
四、本籍
五、住所
六、住所を定めた年月日
七、世帯主及続柄
八、住所を変更した場合は前にいた住所

転入転出したら、世帯主か世帯管理主から十四日以内に転入届、転出届をすることになつています（國外移住も同じ）

このような内容で七月一日から実施されますので皆さんの生活上の便利と、地方自治の確立のためにも必要なものですから皆さんの協力が大切であります

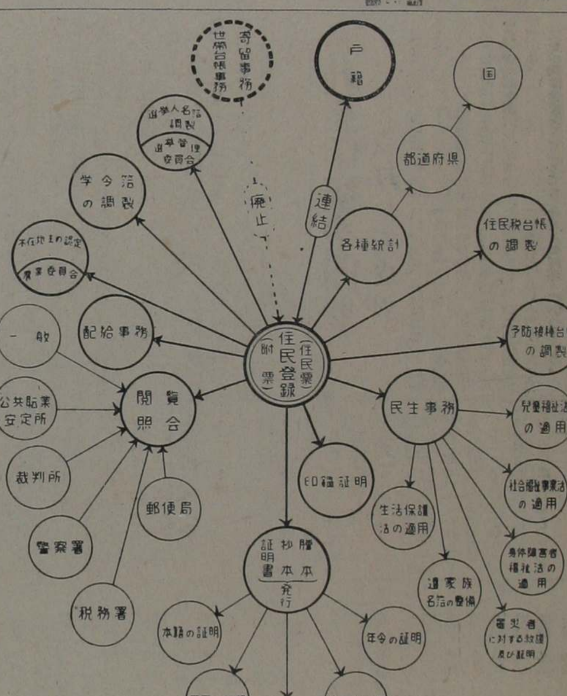

失対事業二十名増員
土木整備事業に就労

市の失業対策事業は第四・四半期の就労人員一日八十名であつたが一月中旬から急激に失業者が増加したので縣当局と折衝の結果、二月十日から縣費をもつて、二十名の増加割当があつた。従つて現在百名を吸収して田代町消防道路、釈迦内小学校の運動場整地、柱城校移轉敷地の拡張整備、各道路補修用砂利の採取、各主要道路の除雪を施行している

北海道大会を視察
明年開催に画策

明年國民体育大会及全日本選手権大会の開催地である大館市はその準備に万全を期するため早くも各種の計画を画策しているがその第一段階として五日から開かれている北海道の大会を視察するため左の各[illegible]体代表を北海道に派遣し[illegible]の対策について視察してきた

△視察員

議会　伊藤市五郎氏
〃　木村　修一氏
〃　渡辺　網次氏
商工会議所　石垣信雄氏
スキークラブ
〃　横山　勇助氏
〃　東　義雄氏
〃　泉　竹之助氏
市役所　竹内　福哉氏

長木川南の東大橋は昨年の大水害によつて流失。その後木材の調達に相当の日時を費したが本月末日までには竣工の見込で完成に大童である（写真は工事現場）

成人が大同団結
鶏鳴会発足

講和が結ばれこれから新しく出発する日本にとつて青年の任務は新しい立場からいろいろ重大視させるに至つたが、市内の青年活動は従來その殆んどが組織的なものでなく、健全な青年活動が望まれていたが、今度成人式を迎えた青年達が大同結束して実質的な青年活動をはじめた。

市教育課でも社会教育の立場から青年活動は不良化防止を始め、あらゆる面に益するものとして今後の活動に対しても注目している。

昨年第三回の成人式を迎えた青年は、相互の親睦を図り、公民としての教養を深めて共に愉み、語り合おう桂友会を組織して、機関誌を発行したり、対外的にも着々活動をして大きな成果をあげていたが本年成人式を迎えた青年達とも合流して、更に大きな組織と美わしい郷土大館の発展に貢献することになり、市内各文化團体とも連絡協力し合つて名実共に文化團体（鶏鳴会）としてその歩みを強く踏み出した。

鶏鳴会は年々新しい成年の人達を迎え各年令毎のグループ活動によつて横の團結・理解も深まり、青年活動の團体としてもその性格と実践力を充分もつており、その発展が望まれる。

未亡人座談会

△二月六日市内釈迦内地区の未亡人会を同公民館で開催、市役所から荒谷厚生課長、宮原民生委員などが出席し、未亡人会から正副会長外三十名が参加今後の未亡人問題について協議懇談会を開いた

△二月十六日留守家族の懇談会は養老院々長室で相互の意見交換を行つたが、特に釈迦内地区篠村昌俊氏から「巣鴨刑務所の近況」と題して詳細な近況報告があり一同感銘を深くして解散した。

貯畜で自立の力を養いましょう

自二月十一日
至[illegible]十一日
経済自立特別貯蓄運動

固定資産の評価を顧みて

市長　佐藤敬治

固定資産の評価を顧みて固定資産の評価事務は、地方税制史上未だかつてない劃画的な大事業であり且つ困難な仕事であつたに違いない。評価の結果については、未だそれを述べ得べき確信も略わないのであるが評価をめぐる諸般の事柄を反省することは、決して無駄なことでないことと思う。固定資産の課税標準である価格の評価に当り、農地の収益還元方式によるものを除き、先づ第一に当惑したことは「適正なる時価」という用語であつた。この時価は市町村長が「独自の判断と責任」を以つて決定しなければならないのであるから、あらゆる角度から考えて、如何に困難な仕事であるかを痛感した。即ち評価ということは、如何なる科学的措置を講じたところで、結局は評価に携わる個人の主観—「カン」に左右されるのではないか。それはその者体が千種万態でもあり、もしこれが知識及び経験に富んだ評価員があつて、しかも同一の眼で評価したものとしても、その日そのときの肉体的、精神的状態によつて影響されるところが尠くないことがうかがわれる。総じて最初は厳正にして辛く、漸次適正になつてきたと思うところには、スピードが加わり、必らずしも均衡があるものとは考えられない。均衡ある評価をするためには、一人の者によつて実施されることが望ましいが厖大な件数をたゞ一人のみによつて評価するということは、事務の性質上凡そ不可能なことであり、さりとて評価事務に精通している幾人かの眼でやるとすれば、評価の基準は同一であつても、凸凹の差はいよいよ大きなものとなるのではないか。これを当市における昭和二十六年度の評価は「まあ」という線で「あらゆる角度」や「あらゆる資料」や「百方手段」をつくすには、あまりに慌だしい年でなかつたろうか。評価の実態調査を開始して以來、延六、五五〇時間、延四、二〇〇人を費して三ケ月、冷厳なる縮図と数字はわれわれのソロバンにはじかれるところとなり、田、一〇、九三〇件の八百八十八余町歩畑、五、〇七八件の四百八十九町三反歩、宅地、四、三四三件の四十六万九千七百六十四坪、その他山林、原野等三、五〇〇件の三百七十一町歩の土地及び四、一〇〇件の十七万六千九百坪の家屋と償却資産の計算事務が続けられ、ここに評価事務が全く完了したのである。その後課税台帳の縦覧から続いて不服ある評価に関し、異議申立を審査するため、その筋の権威者三名からなる委員会の会議が開かれ、慎重審議決定された。この決定された評価によつて算出された価格を時価として評価額にすれば賃貸価格との比率は、家屋は特に高く平均三、六〇〇倍最高八、〇〇〇倍、最低でも二、五〇〇倍であつた。そこで考えさせられた。それは、地財通達による

1、評価はさきに示した評価基準に基き、あくまでも適正な時価によつて行うこととし、これに適宜の考慮を加え、評価額を引下げるような措置は講じないこと

2、適宜な評価額によつて算出された税額が昨年度の税額の十五割を超えるときは、昨年度の税額の五割を増加する分については、その増加割合及び当該納税義務者の担税力を考慮の上、十割程度の増加に止めるよう適宜法第三六七條により[illegible]減する措置を講ずること。

称せ[illegible]の通り[illegible]る評価を基礎と[illegible]標準を忠実に求めて得た価額は、適当でなかつたようにも考えられる。即ち地財通達をこれらの実情から考えれば、税率を引下げることも、価額を引下げることも適当でない。税率も価額もそのまゝにしておいて二倍を上廻る分について軽減の措置を講ずるのが適当だと、解するよりいたしかたがない。そこで「昭和二十六年度の固定資産の課税標準である価格について算出された税額が、昭和二十五年度の十割を超える部分については、昭和二十六年度に限り軽減する」という條例を設けることによつて、地財の趣旨に合うと共に、税率を変更することなく、課税標準額は、評価額の約五〇%が減少されることゝなり、最終の納期たる十二月令書を発布し、納税成績もことの外良好であることを感謝している

その後われわれは、昭和二十六年度の評価事務の反省と向後調査さるべき評価事務の参考に資するため先進都市を視察して大いに成果があつたことを附言したい。又さきに昭和二十七年度の評価基準が法律の改正を前提のもとに、その試案として示されたが、その内容について見るに、昭和二十六年度の評価は、殆ど利用されていないのみならず、一定の指数と、枠内において評価しなければならないように定められているが、要は昭和二十六年度の実績を反省し、市民の皆様が納得して納税できる均衡ある価額に決定したい。しかし、この一大事業が、アメリカでも百年の永きにわたり実施して尚完全でないとき今日、その完璧を期するためには、果して向後幾年要するか甚だ疑問であるが、昭和二十六年度は短期間において、曲りなりにも評価を終了し得たことを思うとき、地財、縣地方課の適切な指導と助言が大なるものとはいい常に理解ある市民の御協力の結果に外ならないもので、この点に関してはこの紙面を通じて衷心より感謝の意を表して筆を擱きたい。